

所得税などの確定申告2/17(月)～

市・県民税の申告も同時に受け付けします

令和元年中（2019年中）の所得税の確定申告、市・県民税の申告の受け付けが始まります。初日や、午前中の早い時間は会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。

☎税務課市民税係 995-1810
沼津税務署 922-1560

各会場の受付日時

会 場	日 時
沼津商工会議所 ※キラメッセ会場 から変更	2月17日(月)～3月16日(月) 9時～17時(受付▶16時まで) ※土・日曜日、祝日は除く
市役所 4階401会議室	2月17日(月)～3月16日(月) 9時～11時・13時～16時 ※土・日曜日、祝日は除く
須山コミセン 2階大会議室	2月27日(木) 9時～11時・13時～14時

※市役所会場では、番号札を8時30分から配布します。混雑時は、午前中にお越しの人も午後の受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。

※市役所会場では、申告書が作成済みで提出のみの人の書類をお預かりします。受け付けする際に職員が申告書の記載漏れがないか確認することがあります。

※沼津商工会議所会場は、混雑の状況によっては、早めに案内を終了する場合があります。

※期間中、沼津税務署では申告書の作成指導は行いません。

◆◆次の人は、沼津商工会議所へ◆◆

- 令和元年中（2019年中）に入居を開始した住宅の住宅借入金等特別控除を申告する人
- 住宅ローンなどを利用していない住宅の新築、改修に係る税額控除を申告する人
- 営業所得・農業所得・譲渡所得のある人、分離課税の申告をする人
- 平成30年分以前の申告をする人
- 消費税・贈与税の申告をする人
- 申告書の控えに税務署の収受印が必要な人

※その他、市役所職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間を要する場合は、沼津商工会議所会場をご案内します。

※駐車場はプラサヴェルデ(有料)を利用してください。



確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡所得などがある人
事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物を売った人などで、申告が必要な全ての所得と控除から計算して所得税を納付する必要がある人
- 給与所得がある人で、次の①～③のいずれかに該当する人など
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②年末調整済みの給与所得と退職所得を除いた他の所得の合計額が20万円を超える人
 - ③ふるさと納税をワンストップ特例で5カ所を超える自治体に行った人
- 他●所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。
 - 公的年金などの年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告が必要です。
 - 医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

市・県民税の申告が必要な人

- 令和2年1月1日（賦課期日）に市に住民登録があり、次の①～④のいずれかに該当する人
 - ①給与所得や、公的年金など以外に2019年中に課税所得がある人
 - ②2019年中に所得がなかった人（他の人の配偶者・扶養控除の対象になっていない人。ただし、合計所得金額が1,000万円以上ある人の扶養になっている配偶者は配偶者控除の対象とならないため申告が必要です）
 - ③被扶養者などで、課税(所得)証明書が必要な人
 - ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費など追加の控除を申告したい人

※前年に市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付しました。

※給与所得のみで年末調整の済んでいる人は、確定申告や市・県民税の申告の必要はありません。

申告に必要なもの（チェックリスト）

- ☐ 令和元年分の給与・年金の源泉徴収票（原本）全て
- ☐ 収入や必要経費を集計した書類（収支内訳書など）
- ☐ 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ☐ 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- ☐ 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- ☐ 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度が確認できるもの
- ☐ 医療費の明細書または領収書、高額療養費や保険給付金など補てんされた金額が分かるもの（事前に集計をしておいてください）
- ☐ はんこ（認め印）
- ☐ 金融機関などの口座番号が分かるもの（新たに口座振替で所得税の納付をする人は銀行印も必要です）
- ☐ マイナンバーカード ※持っていない人は、通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証、パスポートなど身元確認ができるものが必要となります（顔写真のないものは2種類以上必要です）。
- ☐ 地方公共団体や日本赤十字社などに寄付をした場合はその受領証（ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人でも確定申告をする場合は、受領証が必要です）

● 税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせはがきが送られてきた人、市役所から市・県民税の申告書を送られてきた人は、それらの書類をお持ちください。

● 平成30年分の確定申告書や収支内訳書などの控えがある人は、控えを持って来ると手続きがスムーズに行えます。

障害者控除を受けるための証明を発行します

65歳以上で、介護保険法の介護認定を受けている人やその人を扶養している人が障害者控除を申告する場合は、障害者控除対象者認定証が必要です。介護保険課へご相談ください。

☎ 介護保険課 995-1821

医療費控除は明細書の添付が必要

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の添付または提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書の添付または提示のみによる医療費控除の適用は、令和元年分までとなり、令和2年分以降は「医療費控除の明細書」の提出が必要です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

マイホームを新築・購入または増改築をした人

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築などをし、2019年中に入居し、一定の要件に該当する人は住宅借入金等特別控除が受けられます。対象者には申告書の作成指導を行います。要件については、国税庁のホームページまたはパンフレット「マイホームを持ったとき」をご確認ください。

🕒 2月13日(木)・14日(金) 9時～17時（受付▶16時まで）※混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

📍 沼津商工会議所（沼津市米山町6番5号）

🏠 家屋調査時に配布しているチラシ「住宅借入金等特別控除説明会のご案内」を確認するか、沼津税務署へお問い合わせください。

※令和元年分の合計所得金額が3,000万円を超える人や、令和元年分・平成30年分・平成29年分のいずれかで「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受けた人は、当控除を受けられません。

※住宅取得資金の贈与を受ける人は、贈与税の申告が必要となる場合があります。

申告書などにはマイナンバーの記載が必要

所得税と復興特別所得税の確定申告書、消費税と地方消費税の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

税理士による無料税務相談

🕒 2月17日(月)～27日(木) 9時30分～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝日は除く

📍 市役所 4階401会議室

※混雑の状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

※譲渡・山林所得、贈与税、相続税の相談は受け付けていません。